

専決処分第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成29年 3月31日

四万十町長 中尾 博憲

平成28年度四万十町一般会計補正予算（第5号）

平成28年度四万十町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,790,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入 第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 7 寄附金		1,205,500	80,000	1,285,500
	1 寄附金	1,205,500	80,000	1,285,500
歳 入 合 計		16,710,000	80,000	16,790,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,350,302	80,000	4,430,302
	1 総務管理費	3,978,648	80,000	4,058,648
歳 出 合 計		16,710,000	80,000	16,790,000

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 7 寄附金	1,205,500	80,000	1,285,500
歳 入 合 計	16,710,000	80,000	16,790,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,350,302	80,000	4,430,302			80,000	
歳 出 合 計	16,710,000	80,000	16,790,000			80,000	

歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明		
款 項	目				区 分	金 額			
17	寄附金	1,205,500	80,000	1,285,500					
	1	寄附金	1,205,500	80,000	1,285,500				
		1	ふるさと支援寄附金	1,200,000	80,000	1,280,000	1	ふるさと支援寄附金	80,000
		計	16,710,000	80,000	16,790,000				

歳出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	2総務費	4,350,302	80,000	4,430,302			80,000	0			
	1 総務管理費	3,978,648	80,000	4,058,648			80,000	0			
	3財産管理費	1,706,531	80,000	1,786,531			80,000	0	25積立金	80,000	ふるさと支援基金積立金 80,000
	計	16,710,000	80,000	16,790,000			80,000	0			